

# 青森県報

号外第二十一号

平成十五年三月二十四日(月曜日)

青森県総合学校教育センターの食堂施設の使用料の額……(教育庁(県立学校課) …… 八

## 目次

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……	(人事課) …… 一
青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則……	(総務学事課) …… 二
旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める規則及び青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則……	(薬務衛生課) …… 二
青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則……	(同) …… 三
青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則……	(同) …… 三
青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則……	(同) …… 三
青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則……	(河川砂防課) …… 三
青森県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則……	(同) …… 六
青森県都市公園規則の一部を改正する規則……	(都市計画課) …… 六
青森県開発許可の基準に関する規則を廃止する規則……	(建築住宅課) …… 六
訓令	
青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令……	(労政・能力開発課) …… 六
告示	
と畜場番号の一部改正……	(薬務衛生課) …… 七
土地収用法による事業の認定……	(監理課) …… 七

## 規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

### 青森県規則第七号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「限る。」の「を」を「限る。」及び新青森県総合運動公園(青森県都市公園条例(昭和五十三年三月青森県条例第四号)第五条第一項に規定する特定公園施設に限る。)の「に、並びに次に」を、「青森県総合学校教育センター条例(平成十年三月青森県条例第四号)第四条第一項の使用料の額の決定に関する事務、青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号)別表の特定期間の決定及び特別展の観覧に係る使用料の額の決定に関する事務並びに次に」に改める。

第十四条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「海区漁業調整委員会の所掌する」を「海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所掌する」に改め、同項第一号中「の委員に係るもの及び」を「及び内水面漁場管理委員会の委員に係るもの並びに」に改める。

別表第十一号中「二百五十万円」を「三百万円」に改める。

別表第二号中「千四百万円」を「千八百万円」に、「百五十万円」を「二百万円」に改め、同表第二号中「九百万円」を「千二百万円」に改め、同表第三号中「千八百万円」を「二千五百万円」に改める。

別表第三中「海区漁業調整委員会」の下に「及び内水面漁場管理委員会」を加える。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定（青森県総合学校教育センター条例（平成十年三月青森県条例第四号）第四条第一項の使用料の額の決定に関する事務に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八号

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県証明事務に関する規則（昭和三十六年四月青森県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「社団法人青森県農村開発公社」を「社団法人青い森農林振興公社」に、「第二十八条第一項」を「第二十八条」に改め、同条第七号中「第五条第一項及び第四項」を「第六条第一項及び第六項」に改める。

第八条中「室長名、課長名又は副出納長名」を「課長名、室長名又は青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第六条第三項の規定に基づき設置された機関の長名」に改める。

第九条第一項中「（室の次長及び副出納長を含む。）（出先機関の長及び）」を「（室長及び青森県行政組織規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関の長、出先機関の長並びに）」に、「を受理した」を「の提出があつた」に、「受理の」を「提出

があつた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二号の改正規定（「社団法人青森県農村開発公社」を「社団法人青い森農林振興公社」に改める部分に限る。）及び同条第七号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める規則及び青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第九号

旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める規則及び青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

（旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める規則の一部改正）

第一条 旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める規則（昭和四十五年十一月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第二号」を「第五条第二号」に改める。

第二条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。  
（青森県旅館業法施行細則の一部改正）

第二条 青森県旅館業法施行細則（昭和二十四年十一月青森県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「政令」という。」を削る。  
第三条から第六条までを削り、第七条を第三条とし、第八条から第十条までを四

条ずつ繰り上げる。  
第一号様式中「罫7罫」を「罫3罫」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「罫8罫」を「罫4罫」に改める。  
第四号様式及び第五号様式中「罫9罫」を「罫5罫」に改める。

第六号様式中「罫10罫」を「罫6罫」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十号

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県理容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十一号

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県美容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十二号

青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

青森県と畜場法施行細則（昭和二十八年十二月青森県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「以下「政令」という。」及び「畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）」を、「と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）」及び「青森県と畜場法施行条例（平成十五年三月青森県条例第三号）」に改める。

第二条第六号中「政令」を、「と畜場法施行令」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十三号

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この規則は、青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例（平成十五年三月青森県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可の申請）

第二条 条例第二条の規定による許可を受けようとする者は、制限行為許可申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 行為の概要を記載した書面
- 二 縮尺五万分の一の位置図

三 行為に係る土地の実測平面図

四 条例第二条第一号又は第二号に規定する行為についての許可を受けようとする者にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの

五 条例第二条第五号に規定する行為についての許可を受けようとする者にあつては、当該行為に係る施設又は工作物の設計図（施設又は工作物の除却にあつては当該施設又は工作物の構造図）並びに当該行為に係る工事の実施方法及び工事に要する費用の概算額を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書面  
（行為の協議）

第三条 条例第二条の規定による協議をしようとする者は、制限行為協議書（第一号様式）に前条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（標識の設置）

第四条 条例第二条の規定による許可を受けた者は、当該許可の有効期間中、当該許可に係る土地の区域内の見やすい場所に、砂防指定地制限行為許可標識（第二号様式）を設置しなければならない。

（行為の届出）

第五条 条例第五条の規定による届出は、行為届出書（第二号様式）に第一号様式第一号、第二号及び第六号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（氏名の変更等の届出）

第六条 条例第二条の規定による許可を受けた者又は条例第五条の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、住所変更等届出書（第四号様式）により知事に届け出なければならない。

一 住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。

二 法人にあつては、解散し、合併し、又は分割するとき。  
（書類の経由）

第七条 この規則に規定する書類は、行為場所を管轄する県土整備事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（青森県砂防指定地管理規則の廃止）

2 青森県砂防指定地管理規則（昭和四十三年三月青森県規則第二十四号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の青森県砂防指定地管理規則の規定により提出されている書類は、この規則の規定により提出された書類とみなす。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条、第3条関係）

年 月 日

青森県知事

殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

制限行為許可申請書（協議書）

次のとおり青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例第2条（第3条）の規定による許可を申請します（協議をします）。

1 砂防指定地に係る河川の名称

2 行為の目的

3 行為の場所及び行為に係る土地の面積

4 行為の内容

5 行為の方法

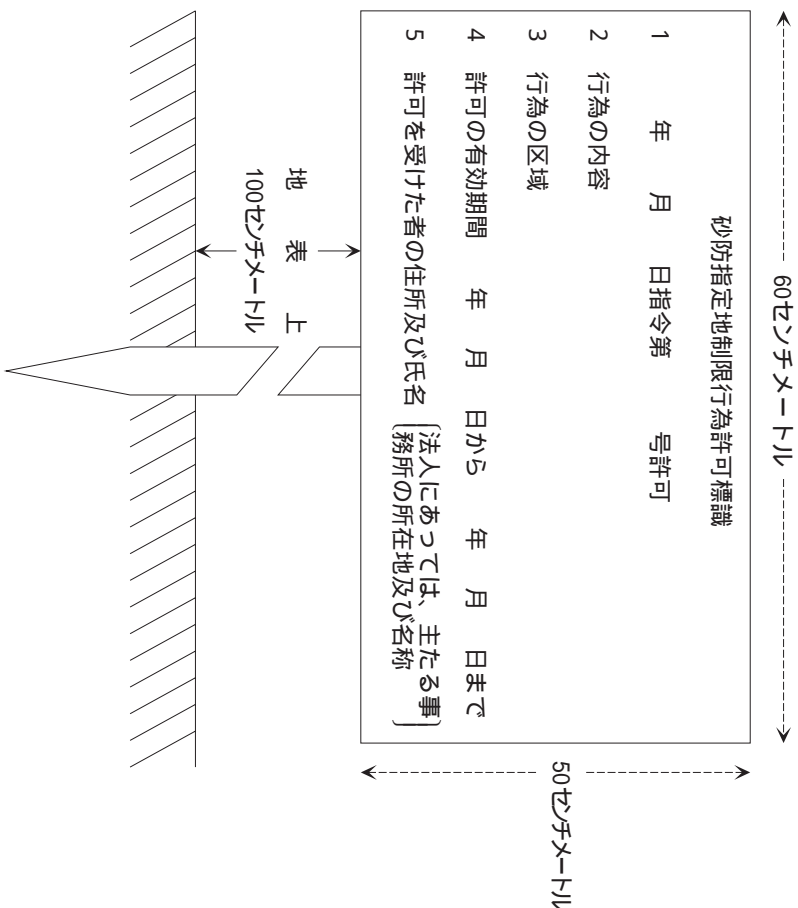
6 行為の期間

注1 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例第2条各号に規定する行為について具体的に記載すること。

- (2) 青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例第2条第2号又は第3号に規定する行為の場合にあっては、土石（砂を含む。）又は竹木の種類及び数量を記載すること。
- 2 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
- (1) 青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例第2条第1号又は第2号に該当する場合に記載すること。
- (2) 機械の使用の有無並びに機械を使用する場合にあってはその機械の種類、能力及び数を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式（第4条関係）



第3号様式（第5条関係）

青森県知事 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

行 為 届 出 書

年 月 日

次のとおり青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例第5条の規定により届け出ます。

- 1 砂防指定地に係る河川の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
- 4 行為の内容
- 5 行為の期間

注1 「行為の内容」の記載については、青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例第5条各号に規定する行為について具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式（第6条関係）

青森県知事 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所 変 更 等 届 出 書

年 月 日

次のとおり住所（主たる事務所の所在地、氏名、名称）を変更した（法人を解散



する（合併する、分割する）ので、青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 指令第 号

2 変更事項

(変更前)  
(変更後)

3 変更の時期 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十四号

青森県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（平成十二年三月青森県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（書類の経由）

第四条 この規則に規定する書類は、行為場所又は工事場所を管轄する県土整備事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県規則第十五号

青森県知事 木 村 守 男

青森県都市公園規則の一部を改正する規則

青森県都市公園規則（昭和五十三年四月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「及び同号工に規定する体育館のトレーニング室の使用の場合」を削り、「同表第五号イに規定する貸切使用以外の使用の場合」の下に「及び同号クに規定する総合体育館のトレーニング室の使用の場合」を加える。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、改正規定中「同表第五号イに規定する貸切使用以外の使用の場合」の下に「及び同号クに規定する総合体育館のトレーニング室の使用の場合」を加える部分は、同年七月一日から施行する。

青森県開発許可の基準に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十六号

青森県開発許可の基準に関する規則を廃止する規則

青森県開発許可の基準に関する規則（昭和五十九年六月青森県規則第三十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県出稼労働者相談員規程の一部を改正する訓令

青森県出稼労働者相談員規程（昭和四十七年四月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

第二号様式中

平	刈	刈	刈	刈	刈
刈	刈	刈	刈	刈	刈

を

に改める。

平	刈	刈	刈	刈
刈	刈	刈	刈	刈

第三号様式中「（無対応第36号）、その中（）」を

「その中（）」に改める。

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三号様式の改正規定は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第百八十五号

昭和四十三年三月十六日青森県告示第百八十七号（と畜場番号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

「第五条」を「第四条」に改める。

青森県告示第百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）（第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 起業者の名称  
南郷村

二 事業の種類  
複合文化施設建設事業

三 起業地  
1 収用の部分

青森県三戸郡南郷村大字市野沢字中市野沢及び権現山内

2 使用の部分  
なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

図書館、文化ホール、マルチメディア対応の研修室を備えた複合文化施設建設事業は、法第三十二条第三号の「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、事業遂行について既に財源措置を講じていることから、充分な意思と能力を有していると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

起業者は、「豊かな、安心、ゆとり、生きがい」を真に実感できる躍動感ある創造的な村づくりにまい進するための基本目標を示し、「個性が生きる心豊かな村づくり」の実現のために、生涯学習関連施設の整備の充実を主要施策として掲げ、生涯学習の視点から活力ある村づくりを目指しているものであり、本件事業の施行により得られる利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益は、工事期間中の騒音、振動等に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業の起業地は、南郷村が整備する総合運動公園や道の駅に直面する県道背後の農地及び山林であることから周辺環境への影響は小さいものと考えられ、事業計画や環境問題などに対する反対がないことから、失われる利益は小さいと考えられる。

また、候補地の選定にあたり、  
イ 交通の便の良いこと。

ロ 周辺が緑に囲まれ環境が良いこと。

ハ 傾斜が少なく造成工事の容易なこと。

ニ 関連文化施設との有機的な連携が図られること。

を基準として総合的に比較検討がなされており、起業地は最も収用面積が少なく、関連文化施設との有機的な連携が優れていると認められる。

以上のとおり本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

起業者は、本件事業の施行により、生涯にわたってだれもが、いつでも自発的に学びつづけ自己実現を図るとともに、村づくりのさまざまな分野に積極的に貢献できるよう、総合的、効果的な生涯学習推進体制のもとに、生涯学習の視点から活力ある村づくりを目指すこととしている。また、本件事業に係る起業地の範囲は生涯学習の拠点として複合文化施設に求められている役割を実現するため必要な図書館、文化ホール、駐車場等の設置に必要な範囲であると認められ、さらに起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性が認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

南郷村教育委員会

青森県告示第百八十七号

青森県総合学校教育センター条例（平成十年三月青森県条例第四号）第四条の規定に基づき、青森県総合学校教育センターの食堂施設の使用料の額を次のとおり定める。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

区分	金額（一年につき）
食堂施設	三十七万五千九百円

備考 使用期間が一年に満たないとき、又は使用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について日割で計算する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青森県	青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭